

観光事業者収益力向上サポート事業 事務局業務  
企画提案応募要領

**本公募は、令和6年度沖縄県予算成立及び内閣府沖縄振興予算の交付決定を前提としたものであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業である。従って、沖縄県議会において、当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しない。**

1 委託業務名

観光事業者収益力向上サポート事業 事務局業務

2 業務の目的及び概要

県では、観光業界における従業員の労働環境の改善に向け、観光事業者の収益力向上に資する取組を支援する「観光事業者収益力向上サポート事業 補助金」（以下、補助金という。）」を実施する。

本業務では、当事業にかかる事業説明会や補助事業者選定委員会の運営を行うとともに、選定された事業の進捗管理やアドバイザー派遣等による助言支援を行うなどの事務局機能を担う。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託契約額の上限

81,299,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

また、本企画提案公募にかかる委託業務の内容や積算の費目等は、諸事情により変更する場合がある。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 積算見積及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。ただし、限度額は「4. 委託契約額の上限」の範囲内とする。

※上限額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 人件費

イ 事務局旅費

ウ 需用費（消耗品費、印刷製本費等）

エ 役務費（通信運搬費、広告料等）

オ 使用料及び賃借料（会場借料）

カ 外注費（再委託費等）

キ 一般管理費、消費税

※1 各経費については、月数、回数および個数等といった見積条件が分かるよう明記すること。

## 7 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが（1）から（7）までの条件を満たすこと。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項※の規定に該当する者でないこと。

（2） 本業務を履行することができる体制が整備されていること。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（4） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（5） 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（6） 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。

（7） 労働関連法令を遵守していること。

（8） コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(9) 1 提案者（コンソーシアムの場合は1 コンソーシアム）につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員が単体企業として、または他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。

(10) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、代表企業は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

(注)：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

「（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者」

## 8 応募方法等

### (1) 公募期間

令和6年3月5日(火)から令和6年3月~~18日(月)~~19日(火)正午まで

### (2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和6年3月11日(月)正午(厳守)

イ 提出宛先 aa057137@pref.okinawa.lg.jp

(沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課)

質問に対する回答は、沖縄県観光振興課ホームページへ随時掲載する。

### (3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

ア 提出期限 令和6年3月18日(月)19日(火)正午(厳守)

イ 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 金城・松田  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765

## 9 提出書類等

以下に示す書類について、原本1部、写し7部を提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書 [様式2]
- (2) 企画提案書 [任意様式]  
(A4版10枚以内 (表紙含む、両面印刷の場合は20頁以内まで可) )
- (3) 会社概要表 [様式3]
- (4) 積算書 [様式4] (各積算費目の内訳と単価を記載)
- (5) 業務計画 [様式5]
- (6) 実績書 [様式6]
- (7) 誓約書 [様式7]
- (8) 定款及び直近2期分の決算報告書
- (9) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
- (10) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書

※提出は(1)～(10)の並びでセットにして提出すること。

※書類は全て左長辺に2穴パンチで空け、提出書類は各セットをクリップ留めにして提出すること。

※共同企業体の場合は、構成員ごとに(3)、(6)～(10)の書類を提出するとともに共同企業体協定書を添付すること。

## 10 企画提案書の審査

### (1) 第一次審査 (書面審査)

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において書面審査を行ったうえで、第二次審査の対象となる企画提案を選定する。企画提案が選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時や留意事項等を、企画提案が選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

### (2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)

企画提案選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案を選定する。

第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

## 11 公募スケジュール (予定)

- |                          |                                    |
|--------------------------|------------------------------------|
| (1) 公募開始                 | 3月5日(火)                            |
| (2) 質問締切                 | 3月11日(月)正午 (厳守)                    |
| (3) 質問回答                 | 3月13日(水)まで随時回答                     |
| (4) 参加申込締切(電話かメールで受付)    | 3月 <del>14日(木)</del> 15日(金)まで      |
| (5) 公募締切                 | 3月 <del>18日(月)</del> 19日(火)正午 (厳守) |
| (6) 第一次審査 (書類審査)         | 3月22日(金)予定                         |
| (7) 第一次審査結果通知            | 3月22日(金)予定                         |
| (8) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)  | 3月29日(金)PM予定                       |
| (9) 第二次審査結果通知 (委託予定業者通知) | 4月1日(月)                            |

12 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
  - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

※沖縄県財務規則抜粋(契約保証金について)

(契約保証金)

**第101条** 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て

誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される  
とき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される  
とき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契  
約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団  
体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたも  
のに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しな  
いこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係  
る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定  
した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契  
約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととな  
るおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等  
を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しない  
こととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用  
契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術  
品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契  
約を履行しないこととなるおそれがないとき。

### 13 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 受入推進班 担当：金城・松田

電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765